

川崎市病院局会計年度任用職員の条件付採用期間における勤務評定
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び川崎市病院局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程（平成18年川崎市病院局規程第18号）第8条の規定に基づき、病院局に属する会計年度任用職員（以下「被評定者」という。）の条件付採用期間における勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(評定期間等)

第2条 勤務評定は、被評定者が実際に勤務した日数が14日に達したときに実施するものとする。

2 勤務評定の対象とする期間は、被評定者の採用の日から当該勤務評定の日までとする。

(評定者及び確認者)

第3条 勤務評定における評定者及び確認者は、次に定めるところによる。

(1) 1次評定者 被評定者の直属の上司であって、係長、担当係長又は課長補佐の職にある職員（これらに相当する職にある職員を含む。）

(2) 2次評定者兼確認者 被評定者の所属長であって、課長又は担当課長の職にある職員（これらに相当する職にある職員を含む。）

(勤務評定の方法)

第4条 勤務評定は、勤務成績評定票（別記様式。以下「評定票」という。）により行うものとする。

2 1次評定者は評定要素ごとの第1次評定を行うものとし、2次評定者兼確認者は評定要素ごとの第2次評定及び総評を行うものとする。

3 1次評定者が欠けた場合（長期不在の場合を含む。）には2次評定者兼確認者が第1次評定を行うものとし、2次評定者兼確認者が欠けた場合（長期不在の場合を含む。）には2次評定者兼確認者の直近の上司である部長又は担当部長の職にある職員（これらに相当する職にある職員を含む。）が第2次評定及び総評を行うものとする。

4 第1次評定及び第2次評定は、評定要素ごとに、a、b又はcの記号をもって行うこととし、当該記号の表す意味は、次に定めるところによる。

（1）a 被評定者が割り当てられた職務を遂行した実績（以下「勤務実績」という。）が職務遂行の基準に比して特に優れている。

（2）b 勤務実績が職務遂行の基準に合致している。

（3）c 勤務実績が職務遂行の基準に比して劣っている。

5 総評は、A、B又はCの記号をもって行うこととし、当該記号の表す意味は、次に定めるところによる。

（1）A 勤務実績が特に優れている。

（2）B 勤務実績が良好である。

（3）C 勤務実績が劣っている。

（評定票の保管）

第5条 評定票は、所属長が5年間保管するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

勤 務 成 績 評 定 票 〔会計年度任用職員〕

《被評定者》

職員 コード		氏 名		評定日	年 月 日
				評定期間	年 月 日～ 年 月 日
所 属				職 名	

《勤務実績》

評定要素	着眼点	第1次評定 (評定者)	第2次評定 (確認者)
実務能力	知識・技術を有し、業務の遂行に支障となることがないか	a b c	a b c
姿勢・態度	職場における自己の役割を認識し、周囲と協力しながら責任を持って業務を遂行しているか	a b c	a b c
倫理	市民の疑惑を招くことのない公正な職務執行と厳正な服務規律の確保に努め、職場のモラルを低下させる行動がなかったか	a b c	a b c

※ 各評定の段階 a 勤務実績が職務遂行の基準に比して特に優れている。
b 勤務実績が職務遂行の基準に合致している。
c 勤務実績が職務遂行の基準に比して劣っている。

総 評 (確認者)	A B C
--------------	-------

※ 総評の段階 A 勤務実績が特に優れている。
B 勤務実績が良好である。
C 勤務実績が劣っている。

1 次 評 定 者	所 属		総合意見・その他特記事項 (必要に応じて記入)
	役職名		
	氏 名		

2 次 評 定 者 兼 確 認 者	所 属		総合意見・その他特記事項 (必要に応じて記入)
	役職名		
	氏 名		